

臨時の相撲儀礼

——童・瀧口・蔵人所衆の相撲——

山本 佳奈

はじめに

平安時代の宮廷儀礼の一つに、相撲がある。九世紀には相撲節会、一〇世紀以降は相撲召合が毎年七月に行われた恒例の相撲儀礼である。私には以前、相撲節会が恒例行事として行われていた九世紀に、現役の近衛舎人に相撲をとらせ近衛府が奏楽した臨時の相撲儀礼が相撲召合の起源であること、九世紀末〜一〇世紀初頭の律令国家から王朝国家への国家体制の転換にともなう儀礼改革によって、律令国家の国家儀礼である相撲節会から、王朝国家の宮廷儀礼である相撲召合へと儀礼体系が転換したことを明らかにした¹⁾。当該期には、童相撲をはじめとして瀧口や蔵人所衆の相撲など、臨時の相撲儀礼がしばしば行われるようになるという特徴がある。本稿では、これらの臨時相撲儀礼に着目し、相撲節会や相撲召合のように年中行事として毎年行われる相撲儀礼と比較し考察することによって、臨時の相撲儀礼独自の役割を明らかにしたい。ただし、臨時相撲には、「臨時五番」と呼ばれる召合の相撲人（相撲近衛）による五番（時には七番）の相撲を天皇や院が観覧する儀もあつたが、「臨時五番」は召合相撲人の一部によって、召合の数日後もしくは召合が停止となった場合などに行われており、召合の一環としてとらえられるため、本節では考察の対象外とし、童や瀧口、蔵人所衆など召合に奉仕する相

撲人（相撲近衛）ではない者が相撲をとる臨時相撲をとりあげ、召合との比較検討を通して、平安中期の儀礼体系について考えたい。

一、先行研究と課題

童相撲は貞観三年（八六一）を初見とし、六国史には清和天皇が元服し東宮から内裏に遷御する貞観七年までの四年間で計六回見られるのみで、幼帝清和と密接に関係して行われたものであるとされている²⁾。以降は寛平七年（八九五）に宇多天皇が催し³⁾、一〇〜一一世紀前半にかけて十数回、主に東宮や親王のために行われた。治安三年（一〇二三）の小一条院敦明親王の童相撲が、実際に行われたことが確認できる最後の記録であり、寛治六年（一一〇九二）にも白河上皇主催の童相撲が準備されていたが、伊勢神宮の神殿が顛倒したことで中止となり⁴⁾、その後はい行われなかったようである⁵⁾。

童相撲の特質や機能に関して、童相撲は童の神性にあやかつた「幼少天皇の権威誇示」のために始められ、「律令体制が瓦解し天皇権力の基盤が脆弱になるにつれ」、「その権威保持の演出手段となつた」という松見氏の見解がある⁶⁾。松見氏は、童相撲における童舞にも言及し、有力貴族が子弟を昇殿させることで一族の勢力を他氏に顕示し、元服後の出世の政治的手段として機能したと述べられた。氏は、相撲節会の一環の取

り組みで占手童による呪術的相撲が行われたこと、童相撲が行われた時期がいずれも「天皇の実権が不安定」あるいは「有名無実化」していた時期であるとし、童のもつ神性に基づく天皇権力の誇示・保持を童相撲に求めた。しかし、冒頭で述べたように、相撲儀礼の一つとして総合的に見たとき、童相撲は相撲近衛によらない臨時相撲の一類型にすぎず、後述のように瀧口・藏人所衆による相撲も同様の運営体制をとる。童相撲と瀧口・藏人所衆による相撲は、相撲をとる者が童であるか瀧口・藏人所衆であるかが違うだけで、その行事の構成や次第は同じである。瀧口・藏人所衆に童と同様の「神性」を求めることは難しく、臨時儀としての童相撲に天皇権力の誇示・保持の機能があるという主張は儀礼研究で繰り返されるステレオタイプの評価である。童相撲の特質や機能を明らかにするためには、儀礼運営と儀礼が果たす役割という観点から、童・瀧口・藏人所衆による臨時相撲儀を同一の儀礼の形態としてとらえ、相撲節会や召合と対比することによってその特質を見いだすことが必要であると考えらる。

二、童・瀧口・藏人所衆の相撲儀礼の類似性

童・瀧口・藏人所衆の臨時相撲が同一の儀礼体系に属する行事であることについて、儀式次第、儀式の場、儀式運営のあり方から考えておこう。

①儀式次第

童相撲の式次第は、『侍中群要』・『新儀式』・『西宮記』に記載がある。

『侍中群要』と『新儀式』の記載はほぼ同じであり、『西宮記』はより簡潔にまとめられているため、『侍中群要』を基本とし、『侍中群要』には記載のない箇所を『西宮記』で補い式次第を整理する。

①勅により、殿上公卿（あるいは藏人頭）を左右頭に定め、侍臣を左右に分ける。衛府を帯する者はその左右による。

②相撲童各二十人を招集する。

③便所において相撲童の強弱を撰定し、装束料等は内藏寮に仰せ縫殿寮に調えさせる。

④王卿・左右侍臣の饗と左右楽人の祿を内藏寮・穀倉院に準備させる。

⑤前三日、御前内取。召合儀に同じ。

⑥前一日、占手童の身長を御前で校定する。

当日

⑦左右楽人が乱声し、参入する。

⑧天皇出御。殿上王卿が召により参上。

⑨左右頭は相撲奏を奏上する。

⑩献舞（厭舞）。

⑪相撲長、円座を敷き、出居・立合・籌刺進出、着座。

⑫相撲二十番（占手の勝負後、勝方乱声）。

⑬御膳、王卿に酒饌を供する。

⑭勝方勝負楽（本府あるいは楽所・諸司管弦堪能な者。舞人は童を用いる。）

⑮勝方再拜、左右互いに奏楽・雑楽。

⑯還御。

すでに述べたように、童相撲は清和朝にも六回催されている。九世紀の童相撲の具体的内容がわかるのは、初見の貞観三年六月二十八日条の記述のみである。

六月廿八日辛未、天皇御前殿、觀童相撲、①先是、近臣分頭、相折各為左右、以三大納言正三位兼行右近衛大將藤原朝臣良相、為左方首、以三大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定為右方首、

左右標并楽人相撲童等、經_二左右仗下_一、入_二住殿前_一、九番相撲後、有_レ勅令_レ停、_⑮左右互奏_二音楽_一、種々雜伎、散楽、透撞、呪擲、弄玉等之戲、皆如_二相撲節儀_一、
 (『三代実録』、付番号・傍線筆者、以下同じ。)

一〇世紀の儀式書と同じ箇所番号を付し、傍線を引いた。①・⑮が示すように、清和朝の童相撲でも「近臣」を左右にわけ、左右近衛大将をそれぞれの方の「首」としている点、左右が互いの奏楽と雜伎・散楽が見られる点が共通している。また、当然ではあるが相撲人は童である。また、【表1】にあるように、翌貞観四年にも童相撲が二日間行われたが、その十数日後に「於_二中宮_一喚_二伶人舞童子等_一、奏_二音楽_一、如_二童相撲日之儀_一」とあり、九世紀から童相撲で童舞が舞われていることが確認でき、⑭のうち舞人に童を用いるという点も合致している。⑭の勝方勝負楽がないのは、「皆如_二相撲節儀_一」とあるように、九世紀の相撲節会においては総計の勝方勝負楽の奏楽がなかったためであろう。基本的な童相撲の式次第は、清和朝の童相撲の際にすでに整えられていたと考えてよさそうである。

瀧口相撲の初見は『日本紀略』承平二年(九三二)七月十四日条に見える「仰_二瀧口武士_一、腰袒相撲」の記事であり、瀧口武士に相撲をとらせたということしかわからないが、次の応和二年(九六二)年の瀧口相撲には当日の次第が記されている。

応和二年八月十六日、有_二相撲事_一、①侍臣等分_二左右_一居_二南北_一、于_レ時坐_二東又廂大床子_一、次⑦左右奏_二參入音声_一各着座、(左方人候_二東實子南階以南_一、右方人候_二同階以北_一、只左右樂所人在_二各方廊下_一、治部卿源朝臣朝成等候_レ之)次⑨左右近進_二相撲奏_一、(皆用_二瀧口者_一、源朝臣執_レ奏)⑪次左右鋪_二筭刺_一・出居等円座於_二庭中南

表1 童・瀧口・蔵人所衆の相撲

天皇	和暦	西暦	月日	内容	場所	観覧	史料
清和	貞観三	861	6月28日	童相撲	前殿	天皇	三実
			6月29日	童相撲	南殿	天皇	三実
	貞観四	862	7月5日	童相撲	前殿	天皇	三実
			7月6日	童相撲	前殿	天皇	三実
	貞観五	863	7月8日	童相撲	南殿	天皇	三実
	貞観六	864	7月20日	童相撲	前殿	天皇	三実
宇多	寛平七	895	7月7日	童相撲	綾綺殿前	天皇	紀略・西
醍醐	延喜元	901	7月28日	童相撲	綾綺殿庭		紀略・扶
			8月15日	童相撲			紀略
	延喜十四	914	7月28日	童相撲	綾綺殿前	天皇・東宮(保明)	紀略・西・貞
			8月19日	童相撲負態	清涼殿		紀略・西・貞
延長六	928	8月9日	童相撲	弘徽殿	東宮(寛明)	紀略・扶	
		閏8月6日	童相撲	中六条院	上皇(宇多)	紀略・扶	
朱雀	承平二	932	7月14日	瀧口相撲			紀略
	承平七	937	8月19日	童相撲	常寧殿前		紀略
村上	天曆二	948	7月26日	童相撲定	殿上		紀略・貞
	天曆三	949	8月6日	童相撲定			紀略
	応和二	962	8月16日	瀧口相撲	清涼殿力	天皇	紀略・扶・西
	康保三	966	6月21日	童相撲		東宮(憲平)	紀略
冷泉	安和元	968	9月5日	童相撲	昭陽舎	東宮(守平)	紀略・小
円融	天元五	982	8月8日	童相撲(停止)		東宮(師貞)	紀略
一条	永延二	988	8月19日	童相撲	昭陽舎力	東宮(居貞)	小
	寛弘三	1006	8月17日	童相撲	東北対(中宮御所)	一宮(敦康)	紀略・御堂・権
			8月23日	童相撲	道長第		紀略・御堂・権
後一条	治安三	1023	8月25日	童相撲		小一条院(敦明)	小
堀河	嘉保2	1095	8月22日	瀧口・蔵人所衆相撲	御殿北西壺方	天皇	中
	承德2	1098	8月3日	瀧口・蔵人所衆相撲	中殿	天皇	中

史料略号: 三実/『三代実録』 紀略/『日本紀略』 西/『西宮記』 扶/『扶桑略記』 貞/『貞信公記』 小/『小右記』 御堂/『御堂閤白記』 権/『権記』 中/『中右記』

北一、次左右立合出、(用三殿上衛府将佐一、箆刺殿上小舎人、相撲長用三殿上衛府尉一)、次相撲(着三犢鼻巾一、葵花、菟花)、合七番、左勝(員五、)最手不_レ令_レ取退入、即⑭左乱声、次拔頭、(小舎人興光)、次万歳楽、(无_二舞者_一)、次⑮右長保楽、(忠君朝臣)、次散手、(重光朝臣不_レ舞)、次帰徳、(无_二舞者_一)、次輪台、(序延光朝臣、破済時、垣代又用_二侍臣等_一)、次崑崙八仙、(為光・安親不_レ舞入)、次胡飲酒、(兼通朝臣)、次狛犬、(无_二舞者_一)、次散楽、(侍臣五位・六位、童部相撲走、并弄玉輪鼓)、次吉簡、(佐忠及五位・六位等出走)、于_レ時給_二王卿・侍臣・衆所人等祿一、又仰_二瀧口、同給_レ祿_レ之、(一)内割書、以下同じ)、『西宮記』恒例第二七月相撲事勘物)

共通点について見ると、特に①侍臣を左右に分けること、⑭勝方勝負楽があり舞人は小舎人(殿上童)であること、⑮左右奏楽では「侍臣」が奏樂し、散樂も行われたこと、が詳細まで合致している。さらに、最後に「衆所人」に対して給祿が行われていることから、「侍臣」だけでなく内裏常設楽所も奏樂に携わっていたことがわかり、童相撲⑭の次第と共通する。瀧口・藏人所衆の相撲は、『中右記』承徳二年(一〇九八)八月三日条に「左藏人所衆、右瀧口」とあり、藏人所衆と瀧口との対戦形式であったが、「藏人両少将」を「左右念人沙汰者」とし、「参会殿上人」を分けて念人とする点が童相撲と同じである。以上から明確なように、童相撲とは共通点が多い。むしろ、相違点は、取り組み番数が童相撲に比して少ないこと、相撲童の準備や占手童の取り組みがないなど相撲人が童か瀧口かというくらいである。これは、童相撲が始められた清和朝に年中行事として行われていた相撲節会が、占手童を含む二十番の取り組みであったのに対し、応和二年当時の年中行事である召合は十七番で(日暮れによりさらに省略されることも)あったため、特に童相撲と瀧口相撲の性格を大きく異ならせるものではない。

② 儀式の場

次に、「場」に着目してみよう。【表1】をみると、清和朝貞観三〜六年の童相撲はおおよそ「前殿」で行われている。当時清和天皇は元服前で東宮に居住しており、翌七年に内裏に遷御し、それ以降童相撲は見えない。大日方氏の指摘通り、九世紀の童相撲は幼帝のために行われたものと考えられる。しかし、寛平七年(八九五)及び延喜元年(九〇一)の童相撲は、九世紀と同じく天皇が観覧したものであるが、宇多・醍醐両天皇はすでに元服しており、清和のように幼帝のためとは言えない。寛平七、延喜元年ともに綾綺殿の前庭を場としているが、綾綺殿は内宴にも用いられる場である。内宴は正月二十一〜三日の間で「近臣」を対象として開かれる内々の宴であり、この童相撲も内々に行われた行事だったのだろう。宇多は退位後にも童相撲を観賞している。一方、延喜十四年以降は皇太子のための童相撲がほとんどであり、行われる場も東宮居所であった。十世紀初頭になり童相撲は東宮のための行事として行われるようになったのである。

そして天皇は瀧口の相撲を観覧するようになった。瀧口は寛平年間に置かれ、藏人所に属して天皇の警衛・禁中の警備にあたった武士で、詰所は清涼殿東庭の北東部であった²⁸⁾。先に引用した応和二年の場合「東又廂大床子」とあるから清涼殿東庭で相撲をとったのだろう。堀河朝の嘉保二年(一〇九六)は藤原師実の大炊殿の「北西壺」(清涼殿代である西対と西北対、北対に囲まれた小庭、承徳二年(一〇九八)は高陽院の清涼殿代である「中殿」(西小寝殿)で行われた²⁹⁾。

以上から、童相撲と瀧口・藏人所衆の相撲の行われる場はともに、天皇の居所である清涼殿の東庭や内宴に用いられる綾綺殿前庭、東宮居所の前庭など、相撲を観覧する天皇や東宮の居住空間やそれに近い場で行われていたと言える。

③儀式運営

儀式運営における童相撲と瀧口・蔵人所衆の相撲との共通性は、スタッフや念人構成に見える。永延二年（九八八）の東宮童相撲の相撲長は左右兵衛、出居は東宮帯刀、立合は近衛が担当しており⁽¹⁹⁾、東宮の童相撲であるため出居が東宮帯刀となっている。先に引用した応和二年の瀧口相撲では、「次左右立合出、（用²殿上衛府将佐²、箒刺殿上小舎人、相撲長用²殿上衛府尉²）」と見えるように、すべて殿上人によって構成されている。また、先述の嘉保二年の瀧口と蔵人所衆の相撲では、蔵人が立合・相撲長を、出納が左方の箒刺をつとめており、蔵人所によって構成されていた。

方人および念人を見てみよう。『平安時代史事典』によれば、方人は勝敗を競うチームメイトであり、念人は方人を応援する人をいう。ただし、相撲の場合、左右のチームに分けられた競技者は、召合では近衛、臨時には童や瀧口・蔵人所衆であり、殿上侍臣が自ら相撲をとるのではなく、殿上賭弓や歌合のように自らが弓を射たり歌を詠んだりして競技に参加するわけではない。殿上人が相撲をとったこともあったが、藤原実資は「太狼藉」⁽²⁰⁾「往古不聞事」⁽²¹⁾「可²彈指²々々」⁽²²⁾などと批判している。公卿・殿上人が自ら相撲をとらず、童舞とは違い貴族の子息が相撲を取ることがなかったのも、高位高官にある人々やその子息が自ら相撲をとることが不適切であったためで、公卿・殿上人は相撲を応援・観戦する側になって楽しんだのである。そのため正確には「方人」は存在せず、相撲に限って「方人」は「念人」と同義に用いられていたと考えられる。まず童相撲から見ると、寛弘三年（一〇〇六）敦康親王童相撲では、左右頭中将をそれぞれ左右の頭とし、「殿上侍臣」が左右に分けられた⁽²³⁾。東宮童相撲では、延長六年（九二八）の例として、「左頭大進忠幹、右頭少進仁鑑、亮伊衡朝臣為^レ左、右近権中将実頼朝臣為^レ右、宮殿上及侍者、陣頭侍従、各分²左右²」⁽²⁴⁾があり、東宮童相撲では東宮坊の官人や東宮

の昇殿者が左右に分けられている。左右に分けるとは、「被^レ定²童相撲方人²」⁽²⁵⁾や「相²分殿上人²為²念人²」⁽²⁶⁾のように、左右の方人と念人を定めることであり、童相撲では昇殿者を対象として左右の念人編成を行ったのである。童・瀧口・蔵人所衆の相撲で公卿・殿上人が自らがチームに分かれて念人となることは召合にはないことであり、相撲の勝負をより身近で熱狂的に盛り上げ、左右それぞれのチームに編成された公卿・殿上人同士の親密性や結束力を高める効果をもっただろう。

また、相撲取り組み後に行われる奏樂を行う主体にも共通点がある。童相撲での奏樂は、『侍中群要』（巻八童相撲）によれば、各方の中・少将があらかじめ「本府」に仰せて準備させるとあり、一見、召合と同様の手配がなされているが、後述のように相撲童の招集を主に近衛次将が請け負ったことと同じく、勝負儀礼における勝負樂の専門機関とも言える近衛府が請け負ったものと考えられる。だが、「諸司及散位堪²管絃²者²兩²三人²」を召し、あるいは舞人に童を用いるともある。むしろ童相撲で童舞が舞われる事例は多く⁽²⁷⁾、実際には近衛府による勝負舞よりも童舞のほうが通例であった。貞観四年（八六二）七月十七日には「於²中宮²喚²伶人舞童子等²、奏²音楽²、如²童相撲日之儀²」（『三代実録』）とあり、九世紀から童相撲で童舞が舞われたことも服藤氏によって指摘されている⁽²⁸⁾。童舞を舞う童は、「伊衡朝臣息男昇殿、今日奏²輪台²、為²童時殿上²故矣²」⁽²⁹⁾のように殿上童であり、彼らにとっては童として昇殿を聴され宮廷社会の一員となる際の華々しい初舞台の場として機能した例もある⁽³⁰⁾。また、傍線部は「新儀式」では「樂所及諸司所々堪²管絃²者²兩²三人²」と記されており、樂所も奏樂に携わっていたことがわかる。諸司所々管絃堪能者については、『古今著聞集』（十相撲強力）に延長六年に宇多院が六条院で童相撲を主催した時のこととして⁽³¹⁾、「左は蘇合、右は新鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり、その曲、笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王作給ひける」というエピソードがある。忠房とは中

古三十六歌仙の一人藤原忠房のことで、延長六年当時、右京大夫であった。式部卿親王とは宇多皇子の敦実親王のことである。忠房は宇多院のもとで和歌・管弦の両分野で活躍、敦実親王も音曲を好み笛・琵琶・和琴を伝えた人物として評価されている²²⁾。瀧口相撲の奏楽も童相撲と同じく、応和二年の瀧口相撲には、舞人に「小舎人興光」・藤原忠君・源重光・源延光・藤原済時・藤原為光・藤原安親・藤原兼通・藤原佐忠などの名が見え、「侍臣五位・六位、童部」「五位・六位等」も奏楽に加わり、祿の支給対象に樂所が見える。童相撲と同じく、殿上人や童・樂所が奏舞・奏楽にたずさわっていたのである。

以上から、童相撲と瀧口・藏人所衆の相撲は、儀式次第、儀式の場、儀式運営において共通しており、公卿・殿上人という昇殿を聴された人々々が自ら儀式運営やチーム編成にかかわって、天皇(または東宮や院)とともに童や瀧口の相撲を観覧するという、同じ体系に属する儀礼であったと言えよう。

三、相撲節会・召合との相違点

次に、童相撲や瀧口相撲が、年中行事として行われた相撲節会や召合とどのように異なるのかを検討し、童・瀧口相撲の性格を考えたい。

①場

相撲節会は、当初は神泉苑や武徳殿などの大規模な儀礼空間を用いて行われていたが、九世紀半ば頃から内裏紫宸殿南庭で行われるようになった²³⁾。召合は内裏紫宸殿南庭で行われた。童・瀧口の相撲は、先に述べたように、天皇居所である清涼殿東庭や、内宴が行われる綾綺殿、東宮童相撲は東宮居所で行われた。相撲節会↓召合↓童・瀧口相撲の順に、小規模に、より天皇に密着した場となっている。

本番前に行われる内取という稽古相撲の場にも違いがみられる。召合のための内取は、近衛府に設けられる「相撲所」という部局の監督のもと、近衛府において行われた²⁴⁾。府内取の成果から選ばれた相撲人による御前内取は、内裏清涼殿東庭で行われた。童相撲の内取について見てみると、永延二年(九八八)の童相撲では一本御所所で右方の内取を行ったが、実資は「極無_レ由事也」としている²⁵⁾。伊勢神宮の宝殿が顛倒して中止となった寛治六年(一〇九二)の場合、右方の内取は右方頭の源頭房の邸第で行われたことが『中右記』に見え²⁶⁾、この時左方頭だった藤原師通の宅にも相撲人が集められ、師通宅で相撲童を「扨整_一えて_二いる_三」。頭房も師通も寛治六年当時、近衛大将であったが、近衛府において内取をせず私邸で行っており、童相撲と召合とは内取の場所においても明確に異なった。これは、後述のように、召合の場合、近衛府の政所次将が責任者である相撲所によって内取をはじめとする相撲人の管理が行われているのとは異なり、童相撲の頭は便宜上近衛大将であっても近衛府を利用して行うわけではなく、運営の主体が近衛府相撲所ではないことがわかる。

②相撲人

相撲節会・召合では、諸国から相撲人が集められる。相撲節会では国の責任において相撲人を貢進し、当日は二十番の取り組みが行われる。一番は占手として童の相撲人が相撲をとる。二・三番は白丁による相撲、四番から二〇番までは近衛・兵衛の相撲人であった。召合では、近衛府の官人のうちから任命された相撲使が現地に向かい相撲人を連れ入京し、相撲人は左右に分けられ、擬近奏によって擬近衛(相撲近衛)の立場で相撲をとった²⁸⁾。

童相撲は童が相撲をとったが、その童はどう調達されたのか。寛治六年(一〇九二)には白河院主催の童相撲が計画され、着々と準備が進行

している様子が『中右記』・『後二条師通記』に記されている。結局この童相撲は伊勢神宮の宝殿が顛倒したことにより中止となったが、特に左方頭となった師通は童相撲当日までの流れを詳細に書き留めており、方頭としての事前の準備状況について知ることができる²⁹⁾。そのうち、相撲童に関する記述を抜き出してみると、a「童部招集十人之由、仰二年預中將、昨日相具相撲人等可參也」(二日条)、b「秉燭、童部九人參云々」(四日条)、c「中將国信參、五十人許扱相撲童云々、自院院中將許仰童部達相具可參也」、d「裏書、先於殿下申案内、童相撲不扱整、仍随出来令経御覽、申剋年預中將歸來、仰事云、至寸法不レ可レ叶、但侍子共可相求者」(五日条)、e「童相撲於宅令扱整也」(七日条)、f「以源中將給童部寸法木云々」(九日条)、g「仁和寺宮僧并覺仁法眼許等童候由、所聞食也、可注申一名、其後可遣召也者」(十一日条)、h「童相撲料被相尋、童部三人侍量乃之人子也、一人自院依召所參也、一人者依殿召、付差使一人相副參入云々」(二十五日条)である。相撲童はd「侍子共」h「侍量乃之人子」など侍(従者)の子、g「仁和寺宮僧并覺仁法眼許」など寺の童部などから招集されており、広く童を求めたことがわかる。ただし、「童部」「侍子共」などからわかるように、童舞のように貴族の子息からは選ばれなかった。これは、前節でも取り上げたように、相撲を取る行為が貴族にとつてふさわしくないものであるという認識が働いていたことによると考えられる。

また、a・c・d・fから、この招集の責任は主に「年預中將」にあったことがわかる。左方の年預中將は源国信であり、彼が左方頭である師通から十人の相撲童を招集しよう命じられ、五十人の相撲童を集めてきたが、彼は寸法(童の身長)をはかり相撲童を絞り込むなど、相撲童の招集・選定に関わっていた。『中右記』にも「予相具相撲童五人參入鳥羽殿、是一日上皇有別仰云、念人等皆可求進童部者、

仍雖非近衛次將所參也」(十三日条)とみえて、主に近衛次將の掌るところであった。これは、近衛府内部に相撲所という臨時部局が設けられ、中・少將を責任者として相撲使が派遣され相撲人を招集し、内取が行われ相撲人が選定される、召合の方式³⁰⁾と一見同じである。ただし、召合と同じく近衛府が運営しているからではない。近衛次將が関与するのは、院主催の競馬などの勝負の行事を近衛府が請け負って行っていたという、齋藤氏の指摘が参考になる³¹⁾。競馬は高い専門技能を必要とするためという理由もあるが、相撲・賭弓・競馬という勝負の行事の運営を日ごろから行っている近衛府が関与することによって、運営をスムーズに行うことができる。左右の頭は近衛大將が選ばれることや、奏樂に近衛府の勝負が用いられることも、この請負業務によるものである。これらの業務が請負であって運営主体ではないことは、奏樂に樂所が参入したり、近衛次將による招集以外にも広く相撲童を求める点からも指摘できよう。「別仰」によって宗忠も童部五人を將來し、「角力」させたところ三人が「頗得其体」であったため右方頭源頭房の宅へ連れて行くよう指示された(十三日条)。hには白河院や関白師実の「召」による相撲童も見えている。次將による招集ルート以外にも、院や関白、念人などの命によって広く集められた。

③ スタッフ・念人構成

ここでは、相撲当日に出居・相撲長・籌刺・立合・念人などの役割を請け負った人々の構成について見ていきたい。童や瀧口・藏人所衆の相撲の場合、殿上人や藏人所職員、東宮宮司などで構成されていた。召合では、出居は近衛次將がとめる。相撲長・立合・籌刺については、次の記事が参考になる。

今日於レ府行相撲還饗、遣二八木十石・熟瓜・魚類等具、將監祿

絹二疋・府生白絹一疋・最手例禄外赤絹一疋・最手勝岡外相撲人三人、勝者布三端、乍三人皆勝者也、相撲長五人、番長四端、近衛二端、将曹正方依無相撲使之勤進過状、之内又令追遣、仍下給禄、今年無立合、

『小右記』万寿三年（一〇二六）八月七日条

この日は右近衛府の還饗であり、召合等で勤めを果たした近衛府官人と相撲人、相撲長らに禄が与えられた。『西宮記』（恒例第二 七月 召合傍注）には「寛平三年七月卅日、相撲長近衛着尋常衣一事」と見え、相撲長は近衛舍人がつとめるものであった。籌刺は『江家次第』（巻八 七月 相撲召合）に「籌刺府生着座」とあることから府生の役割であったと思われる。万寿三年の還饗で禄の支給対象者に籌刺が見えないのは、官人のうちの府生として禄が支給されているからで、この点も籌刺は府生の役割だったことを表している。立合については具体的に史料に見えなかったが、還饗で相撲長と並び禄の支給対象者になっていることから、籌刺のように官人ではなく、相撲長と同じく近衛舍人の担当であったと考えられよう。つまり、当日の進行にかかわるスタッフは、召合の場合、すべて近衛府によってまかなわれているのである。

念人の存在も、童などの相撲とは全く異なる。童などの相撲においては、儀式の参加者でもある公卿・殿上人が左右それぞれ念人（方人）としてチームに編成され、相撲の勝負に積極的にかかわる形式をとっている。しかし、召合の参加者である公卿・殿上人は、左右いずれかに分けられることなく相撲の勝負を天皇とともに観覧し、念人として見えるのは陰陽師だけである。また、召合には「左方_二帝王方_一」の観念が強く働いており、特に摂関期までは必ず左方が勝つことになっていた。童・瀧口の相撲でも同様の観念は見られるが、「事出卒爾_一、左多負云々」など総計が右勝となることもあったようである。

以上のことから、召合は近衛府が進行・対戦するのに対して、童・瀧口の相撲では、殿上人や藏人・藏人所によって進行がなされ、公卿・殿上人はチーム編成されることによって、自ら相撲の勝負を楽しむという特徴があると言えるのである。

④ 奏楽

まず奏楽内容について整理しよう。相撲節会では a 占手勝方の乱声、b 最手勝方の勝負楽、c 左右の奏楽・雑楽がなされた。召合では占手の取り組みはないため a は奏されず、b の最手勝負楽の後、十七番の取り組みの総計の勝方勝負楽が奏され、c は翌日の抜出で奏楽され召合当日にはなかった。『侍中群要』（巻八、童相撲事）から奏楽内容に関する事項を抜き出すと、占手の取り組み後に「勝方乱声」、すべての取り組み終了後に「勝方奏舞」、勝方の頭以下再拜の後「左右遞奏舞及雑楽」があった。最手勝負楽については寛弘三年（一〇〇六）八月十七日の童相撲で二十番の取り組みが行われた後、「右勝六之中、最手勝、仍納蘇利」（『権記』）と見えることから奏されたようである。つまり、相撲節会と同じく a、c すべて奏楽され、これに召合の要素である総計勝方勝負楽が加わった形である。これは、童相撲が貞観年間に始まるもので、当時相撲儀礼の中心であった相撲節会を踏襲する形で奏楽したことや、占手を含む二十番の取り組みを基本としていたことによるものかと思われる。貞観三年の童相撲では、「左右互奏音楽_一、種々雑伎、散楽、透撞、呪擲、弄玉等之戯、皆如相撲節儀」と見え、相撲節会に準じた内容で、左右奏楽と雑楽・雑伎はあっても総計勝方勝負楽はなかった。総計勝方勝負楽は、召合が年中行事となった一〇世紀初頭から、後日の負態にかえて当日奏されるようになったものであり、童相撲でも同時期から総計が書き留められており、同じく一〇世紀初頭から勝方勝負楽も奏するようになったものと考えられる。奏楽主体についても、童などの相撲に

においては貴族の子息による童舞があつたほか、楽所も奏楽に関与しているのに対し、相撲節会では相撲司として雅楽寮が、召合の勝負楽は近衛府の舞人・楽人が奏する³⁶⁾。特に奏楽機関に限定してみれば、相撲節会―雅楽寮、相撲召合―近衛府、童相撲―楽所という、儀礼の体系別に明確に分けられていることがわかる。これは、相撲節会と相撲召合、童相撲がそれぞれ運営方式を異にしていることを表している。

⑤運営方式

相撲節会の儀式運営は、相撲司によって行われる。節会の約一か月前に、親王を別当として、中納言・参議・侍従から左右各一二人が相撲司に任命される³⁷⁾。「凡七月上旬差官人并雜樂人等」、分「配左右相撲司」(左唐楽、右高麗楽)、「延喜式」雅楽寮や、「凡七月廿三日丞四人、内舍人廿人歴名分」送左右相撲司、「廿五日寅尅、丞率内舍人等」、向「相撲司」、即五位以上及丞内舍人等、行列引相撲人樂人等、進「詣東西門」(『延喜式』中務省など、奏楽を担当する雅楽寮をはじめとする諸司から役割に応じて相撲司に人員が派遣され、太政官主導で律令官僚機構の指揮命令系統を用いた運営方式がとられていた。相撲人は『官曹事類』逸文に「相撲人事、諸国二三人云々、簡「試部内上手」、毎年限「六月卅日以前進上、其宛「給食馬者、並依「旧例」とあるように、毎年諸国から二三人貢進されていた³⁸⁾。天長八年(八三二)に「応「奪」不「貢」相撲人 国司公廨「并言」上「貢上、怠由「事」として、相撲人の「或過「期日」、僅以参詣、諸節会既迫、不能「休息」といった問題の原因が「国司依「無」科貢」とし、期限までに相撲人を貢進しなかった国司掾以上の当年の公廨を奪い、交易して来年七月以前に相撲司に送るよう太政官符が出されている³⁹⁾。元慶八年(八八四)に相撲節会と相撲人入京期限が改定された際にも、同格を引き、闕怠があつた場合は国司の公廨を奪うよう規定されている⁴⁰⁾。相撲節会における相撲人貢進の責任は国司

にあり、貢進される相撲人あるいは闕怠による交易物は節会を運営する相撲司により管理・運用されていた。

召合の運営は近衛府が中心となつて行う。その実態は鳥谷氏の研究に詳しいので、以下氏の見解に従つてまとめたい⁴¹⁾。二、三月頃、陣座で相撲人徴集のため諸道に派遣される相撲使を決定する相撲使定が行われる。定の日時の調整や相撲使を所望する申文や推挙といった定の準備、相撲使の選定などが近衛府政所によって行われた。召仰の後、近衛府政所において相撲所が定められ、相撲所の監督のもと府内取が始まり、練習の成果に応じて当日の相撲人を選定し、大将の承認を得て決定され、御前内取を経て召合での取り組みとなる。後日、大将主催で相撲に携わつた将監以下の官人と相撲人に饗饗という饗宴がもたれた。

相撲人招集の責任の所在も、九世紀の相撲節会とは異なっている。『小右記』治安三年(一〇二三)四月一日条によれば、相撲人が年来点貢されないことについて、今年から毎年二人、膂力者を貢すように、また不勤の国司の科責について官符に載せること、との宣旨を受け、科責については「如「御禊祭宣旨趣」くするのはどうかという実資の意見に公卿は皆同意し、「国々相撲進不勤文」を注させて「可「備」功過時定」とする方針が決まった。当条については下向井氏・光谷氏の論考⁴²⁾で詳細に述べられているので、以下適宜引用する。治安三年官符のいう「御禊祭宣旨」とは、『朝野群載』(巻二八)に載せられた応和三年(九六三)宣旨「「忠和起請」のことである。同宣旨の「科責事」は「勸「申功過」之日、准「諸司例」、仰「彼院司」、令「勸「申件雜物違期未進之國」、隨「其懈怠之」状跡、不「預」治國之勸賞」という罰文である。治安三年四月一日条の方針にもとづき作成された太政官符には、「但叙位・除目之時、定「申功課」之日」に近衛府に仰せて「勤否勸文」を進めさせ、「無「勤之輩」はたとえ「任國之功」があつたとしても「僉議之列」には預からせないという罰文が載せられ(同年五月二十四日条)、確かに応和三年の「御禊祭宣

旨」の方式が適用されている。同官符は「起請官符」(万寿元年(一〇二四)十月九日条と呼ばれ、治安三年四月一日条で公卿の同意を経ているように、公卿起請に基づいて発布された。「勤否勘文」(万寿元年十月一日条では「相撲勘文」とする)の実例は『朝野群載』(巻二八)に見え、主計・主税二両頭を宛所とし「右近衛中将藤在判」で、「摂津国年貢白丁事」についての勘文(「返抄」)が、相撲節が停止されても「依起請」り太政官に進められている。

以上から、相撲人貢進における国司の科責は、九世紀の公廩没収という形から、公卿起請にもとづく受領功過定における評価項目の一つへと転換していることがわかる。また、相撲人貢進の勤不の勘文を近衛府が提出しており、相撲召合を運営し、相撲人を管理していたのが近衛府であったことを表している。また、相撲人貢進の「違期」については、担当の相撲使に過状を提出させ⁹⁾、相撲人入京は大将に報告されたことなども同様である。

召仰といって、召合の十日ほど前に、勅をうけ上卿が外記を通して左右近衛次将と装束司を陣座の膝着に召し、召合を行う期日や奏樂の有無などを伝える儀がある¹⁰⁾。上卿主導で陣座において行われており、太政官の主催である。つまり召合は、太政官主導のもと近衛府が運営する方式をとった儀礼であると言える。

節会・召合と比較したとき童相撲に特徴的であるのは、殿上賭弓とともに童相撲に関する項目が『侍中群要』に設けられていることである。侍中とは藏人の唐名であり、『侍中群要』は五位・六位藏人と藏人所官人の公務に関する有職故実が記されたものである。第七後半から始まり第九前半に至り、藏人が主導する臨時の儀式が羅列された「臨時儀式事」の中に項目が設定されており、童相撲や殿上賭弓は召合や正月十八日賭弓とは異なり儀式運営の中心は藏人にあるということができる。巻八、童相撲には「凡童相撲、有勅以殿上公卿定左右頭(或被定藏人頭

次分侍臣、若帶衛府者各依左右、(或遞取之、不必一定)童相撲童廿人、長尺寸随仰定之」とあり、童相撲定は、藏人が天皇の勅をうけ殿上公卿を招集し行われたことがわかる。その内容は、左右の頭の決定、公卿・殿上人を左右に分けチーム編成を行うこと、相撲童二〇人の身長制限の設定である。童相撲定の場合は『侍中群要』には見えないが、「於殿上定童相撲」(『日本紀略』天曆二年(九四八)七月二十六日条)、「於院有童相撲定云々」(『中右記』寛治六年(一〇九二)八月一日条)、「參六条院、於殿上座、左大臣・右大臣(中略)被候之間、関白殿自御前著殿上(直衣)、童相撲式相具給、被仰下之處、最手助手相可七番、童相撲彼是間、何可被行之哉」(『後二条師通記』同日条)と見えるように、殿上間であったことがわかる。内裏か院御所かという違いはあっても、それぞれの殿上間で殿上公卿によって定められるという点は共通しており、童相撲を主催する天皇や東宮・院それぞれ、童相撲は天皇もしくは東宮・院と、それぞれの昇殿を聴された人々との人格的結合を確認する儀礼なのである。

おわりに

相撲節会・召合と比較した、童(瀧口・藏人所衆)による臨時相撲の特質と機能をまとめ、稿を閉じよう。童(瀧口・藏人所衆)による臨時相撲では、童や瀧口・藏人所衆が相撲人となり、それを公卿・殿上人が自ら念人となって左右のチームに分かれ相撲の応援・観戦をした。童相撲は幼帝や皇太子・親王の居所で行われることが多く、幼少の天皇や皇位継承者と殿上人との人格的つながりを強化するための遊興的行事であったと考えられる。瀧口・藏人所衆の相撲は、寛平年間の瀧口設置や藏人所の拡充によって一〇世紀以降に行われるようになった、天皇の内々

の遊興的行事であった。また、当日は殿上人や蔵人が出居や相撲長などを勤めて進行や運営に携わり、奏楽にも殿上童や殿上人、楽所などが参入していた。童・瀧口・蔵人所衆が相撲を取る臨時の相撲儀礼は、殿上人が運営・進行し、演奏を行うという、殿上人による儀礼であることが大きな特徴であり、殿上人であるがゆえにその儀礼に参加する資格を有し、天皇と限られた人々の密接なつながりをより強固なものにできるのである。これは年中行事として行われる召合とは違い、御遊や殿上賭弓などと同じく極めて内輪の性格を持ち、天皇と公卿・殿上人に限定された内々の行事である。

本稿で述べてきたことを総括する意味で、観覧と奉仕の観点から相撲儀礼をまとめると、以下の三つに体系化することができる。まず第一に、九世紀までの相撲「節会」であり、全官人による相撲「節会」への参列を天皇一人が観覧するという形態で、大規模な儀礼空間である神泉苑や武徳殿を場とし太政官の指揮下で律令制的官僚機構により構成された相撲司によって運営された。第二は九世紀末から一〇世紀初頭に恒例となった相撲「召合」であり、内裏紫宸殿を場として、太政官(上卿)の指揮のもと近衛府が準備・運営・進行し近衛舍人の相撲と近衛府舞人・楽人による勝負楽を、天皇・公卿・殿上人がともに飲食して観覧するという形態である。第三は、童・瀧口・蔵人所衆による相撲で、内裏清凉殿や後宮殿舎、東宮居所など日常的居住空間を場とし、蔵人が装束や食膳の差配を行い、公卿・殿上人が自ら運営や進行に当たり、チームに分かれて観戦するものである。第一と第二・第三の間には、九世紀末〜一〇世紀初頭の王朝国家への国家体制の転換があり、転換後には第一の形態は消滅・衰退・形骸化した。第二・第三の形態は王朝国家宮廷儀礼の特質を表している。第二は昇殿制の成立とともに九世紀半ばに臨時儀として始まり、国家体制の転換にもなって公式の宮廷儀礼となり、平安末期まで継承された。第三の形態は、宇多朝における昇殿制の整備によって

一〇世紀初頭に新たに成立したもので、昇殿を聴された極めて限られた人々のみが参加しその紐帯をより強固にする場として機能したのである。

註

- (1) 拙稿「相撲儀礼の転換―相撲「節会」から相撲「召合」へ―」(『九州史学』一五六号、二〇一〇年)。
- (2) 大日方克己「相撲節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)。
- (3) 『西宮記』恒例第二、七月、相撲事脚注、『日本紀略』寛平七年(八九五)七月七日程。
- (4) 『中右記』・『後二条師通記』寛治六年(二〇九二)八月の条。
- (5) 松見正一「平安宮廷行事における「童」―童相撲と童舞をめぐって―」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊四、一九九六年)。
- (6) 服藤早苗「舞う童たちの登場―王権と童―」(『平安王朝のこどもたち―王権と家・童―』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九八年)。
- (7) 拙稿「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部〈文化教育開発関連領域〉第五七号、二〇〇八年)。
- (8) 『平安時代史事典』
- (9) 皇居の特定は詫間直樹編『皇居行幸年表』(平文社、一九九七年)、里内裏の殿舎及び用法については太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館、一九八七年)を参考とした。
- (10) 『小右記』永延二年(九八八)八月十九日程。
- (11) 『小右記』万寿元年(二〇二四)七月二十一日条。同月十七日夜に「雲上侍臣」が紫宸殿前で相撲をとり、その時の「遺恨」により二

十一日夜に暴行事件が起きた。

- (12) 『小右記』万寿四年(一〇二七)八月二十三日条。源師房と藤原経通が相撲をとった。経通が檢非違使別当の重職にあつたため、大衆の面前で相撲をとったことを批判している。師房は「異姓幼若之人」であるとしてはいるが、相撲をとったことは「失」であるという認識が示されている。

- (13) 『日本紀略』・『御堂閔白記』・『権記』、寛弘三年(一〇〇六)八月十七日条。

- (14) 『扶桑略記』延長六年(九二八)八月九日条。

- (15) 『日本紀略』天曆三年(九四九)八月六日条。

- (16) 『中右記』寛治六年(一〇九二)八月一日条。

- (17) 寛平七年(八九五)七月七日には「小童舞事」(『日本紀略』)、延喜十四年(九一四)七月二十八日には「童舞事」、同年八月十九日「奏童舞」(『貞信公記抄』)、永延二年(九八八)八月十九日「次拔頭舞、(童、) (中略) 左萬歳樂(舞人四人、童、) 右地久(童四人、(中略) 左散手(童、) 右狛梓、(童四人、) (中略) 左五常樂(童四人、) 右胡蝶樂(童四人、) (『小右記』) など。

- (18) 服藤氏前掲註(6)。

- (19) 『扶桑略記』延長六年(九二八)八月九日条。

- (20) 松見氏は前掲註(5)論文において、童舞は一族の他氏への勢力の顕示であり、一族の榮進の手段であると述べるが、撰関家や他家・他氏との対立構造でとらえると、その趨勢によって宮廷社会は度々異なるものになり、王朝国家という一つの国家段階の宮廷社会の性質を述べることは不可能となる。昇殿制を軸にした天皇と公卿・殿上人との特別な紐帯という一つの枠としてとらえ、そこへ参入することの意味を考えるべきではなからうか。

- (21) 『和名類聚抄』四では「胡蝶樂(延喜八年、亭子院童相撲之時、

山城守藤原忠房朝臣所作也」とし、『体源抄』十二下では「延喜六年八月、太上法皇覽童相撲之時」のこと、同書十三では「一説二ハ前裁合」のときのこととする。忠房と敦実親王は、延喜八年(九〇八)の宇多院前裁合の際にも同様に延喜樂を作曲・振り付けしており、『体源抄』十二上)、延喜六年説をとるものは延喜樂と混淆してしまつた可能性がある。また宇多院が延長六年閏八月に中六条院において童相撲を催したことが『日本紀略』・『扶桑略記』と一致する。さらにいえば忠房が山城守となつたのは延長三年(九二五)のことである(『中古歌仙三十六人傳』)。松見氏は前掲註(5)論文において延喜六年説をとり、敦実親王が元服前であるため童舞の事例として彼を「神童」と表現しているが、上記の条件を合わせ考えるに、延長六年の閏八月説が妥当であり、諸司所々管弦堪能者の事例としてみるのが妥当である。

- (22) 松見氏前掲註(5)。

- (23) 大日方氏前掲註(2)。

- (24) 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察―『小右記』を中心として―」(『史学研究』一九九号、一九九三年)。また、佐々木恵介「『小右記』にみる撰関期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集下巻』吉川弘文館、一九九三年)においても、相撲使と相撲所について言及されている。

- (25) 『小右記』永延二年(九八八)八月二十一日条。

- (26) 『中右記』寛治六年(一〇九二)八月五日条。

- (27) 『後二条師通記』寛治六年八月七日条。

- (28) 大日方氏前掲註(2)、吉田早苗「平安前期の相撲人」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七年)、鳥谷氏前掲註(24)、染井千佳「相撲の部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一一、二〇〇九年)。

- (29) 童相撲は治安三年(一〇二三)を最後に久しく行われておらず、主催も院ではあるが、八月一日に院御所六条院の「殿上」において童相撲定が行われた際、「左・右大將為三方頭」、相分殿上人^二為念人^二〔中右記〕としてゐることは童相撲に一貫して見られる特徴である。また『後二条師通記』には「関白殿自御前着殿上^二、直衣、童相撲式相具給^一(八月一日条)、「令朝輔申殿下^二、童相撲旧記候者可下給^一之由、令言上^二也、聞食了、明日可給之由所仰也者^一(同日条)」と見えて、関白師美は「童相撲式」なるものを持参し、左方頭になった師通は童相撲の前例を参照すべく、「旧記」を求めていることから、基本的な部分は前例に準拠して行つたと考えたい。
- (30) 鳥谷氏前掲註(24)。
- (31) 齋藤拓海「近衛府と競馬」(『広島大学大学院文学研究科論集』七一、二〇一一年)。
- (32) 『小右記』万寿四年(一〇二七)七月二十二日条「入夜陰陽允孝秀参来、仰下可奉仕相撲念人之由上、申故障^二、然而重召仰、申可奉之由訖^一、長元四年(一〇三二)七月十二日条「又申云、相撲念人陰陽師陰陽人為利申障、頭中将令強召仰^二、申云、可進身即者、仰(抑力)先年念人孝秀為中将実基被令辱之後、在々陰陽師申礙不参、尤道理也」など。
- (33) 廣瀬千晃「相撲節会の勝負楽」(『古代文化』五六一六、二〇〇四年)、関根奈巳「撰閲記相撲節のにおける勝敗」(佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版、二〇〇五年)、拙稿註(7)。
- (34) 『中右記』承徳二年(一〇九八)八月三日条。
- (35) 『扶桑略紀』卷二三裏書延喜元年(九〇一)七月二十八日条には「右勝」、『貞信公記抄』延喜十四年(九一四)七月二十八日条には「左勝」と見える。この時、清凉殿で負態があり、当該期は負態から総計勝方勝負楽への移行期と考えられる。
- (36) 拙稿註(1)。
- (37) 『延喜式』太政官、相撲条。及び『三代実録』貞観七年(八六五)六月二十六日条、元慶六年(八八二)六月二十六日条、仁和二年(八八六)六月二十五日条、同三年六月二十五日条。
- (38) 大日方氏前掲註(2)、吉田氏・染井氏前掲註(28)。
- (39) 『類聚三代格』卷第十八、相撲事、天長八年(八三二)七月二十七日太政官符。
- (40) 『類聚三代格』卷第十八、相撲事、元慶八年(八八四)八月五日太政官符。
- (41) 鳥谷氏註(24)。以下、当段落は主に氏の論考による。
- (42) 下向井龍彦・光谷哲郎『小右記』にみえる「起請」について―王朝国家における「法」形成の一側面―(下向井氏平成一〇年度〜平成一一年度科学研究費補助金研究成果報告書『平安時代の「起請」について―王朝貴族の腐敗防止法―』、二〇〇〇年)。
- (43) 『小右記』長和二年(一〇一三)八月十六日条など。
- (44) 『西宮記』恒例第二、七月、相撲事・『同』臨時六、次将事。『北山抄』卷第九、羽林抄、相撲召合。『江家次第』卷第八、七月、相撲召仰。

付記

当論文は、平成二六年に広島大学大学院教育学研究科に提出した学位論文の一部であり、第九回「住友生命未来を強くする子育てプロジェクト」女性研究者奨励賞による助成金を受けて加筆・修正したものです。